

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和4年2月25日時点版）（追加問）

番号	項目	問	答
7-1 私学助成を受ける幼稚園	「幼稚園の教育体制支援事業」を活用して処遇改善を行っていた幼稚園が、施設型給付費の支給を受ける幼稚園や認定こども園に移行する場合、移後の期間について本事業の対象となるのでしょうか。	移行後の期間については、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」の対象となります。月の途中（各月初日以外の日）に移行する場合は、子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けた日の属する月の翌月から対象となります。また、移行する際は、改めて本事業の賃金改善計画書を提出いただくことになります。	「幼稚園の教育体制支援事業」に係る計画書をもつてこれに代えることも可能ですが、
7-2 私学助成を受ける幼稚園	「幼稚園の教育体制支援事業」を活用して処遇改善を行っていない幼稚園が、施設型給付費の支給を受ける幼稚園や認定こども園に移行後に、本事業を実施することはできるのでしょうか。	可能です。 ただし、その場合は子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けた月（月の途中に当該確認を受ける場合はその翌月）から本事業を実施する必要があります。	
7-3 私学助成を受ける幼稚園	私学助成を受ける幼稚園が施設型給付費の支給を受ける幼稚園や認定こども園に移行後に本事業を実施する場合、利用児童数をどう推計するのでしょうか。	子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けた月（月の途中に当該確認を受ける場合はその翌月）から9月までの各月初日の年齢別利用児童数（平均）を推計して算定します。	